

広島県告示第九百十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県備北地域事務所建設局において、平成十九年九月二十七日までの間、縦覧に供する。

平成十九年九月十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道大津横谷線	三次市布野町横谷字室三九二番二地先から 三次市布野町横谷字室一三三六番地先まで	平成十九年九月一 三日